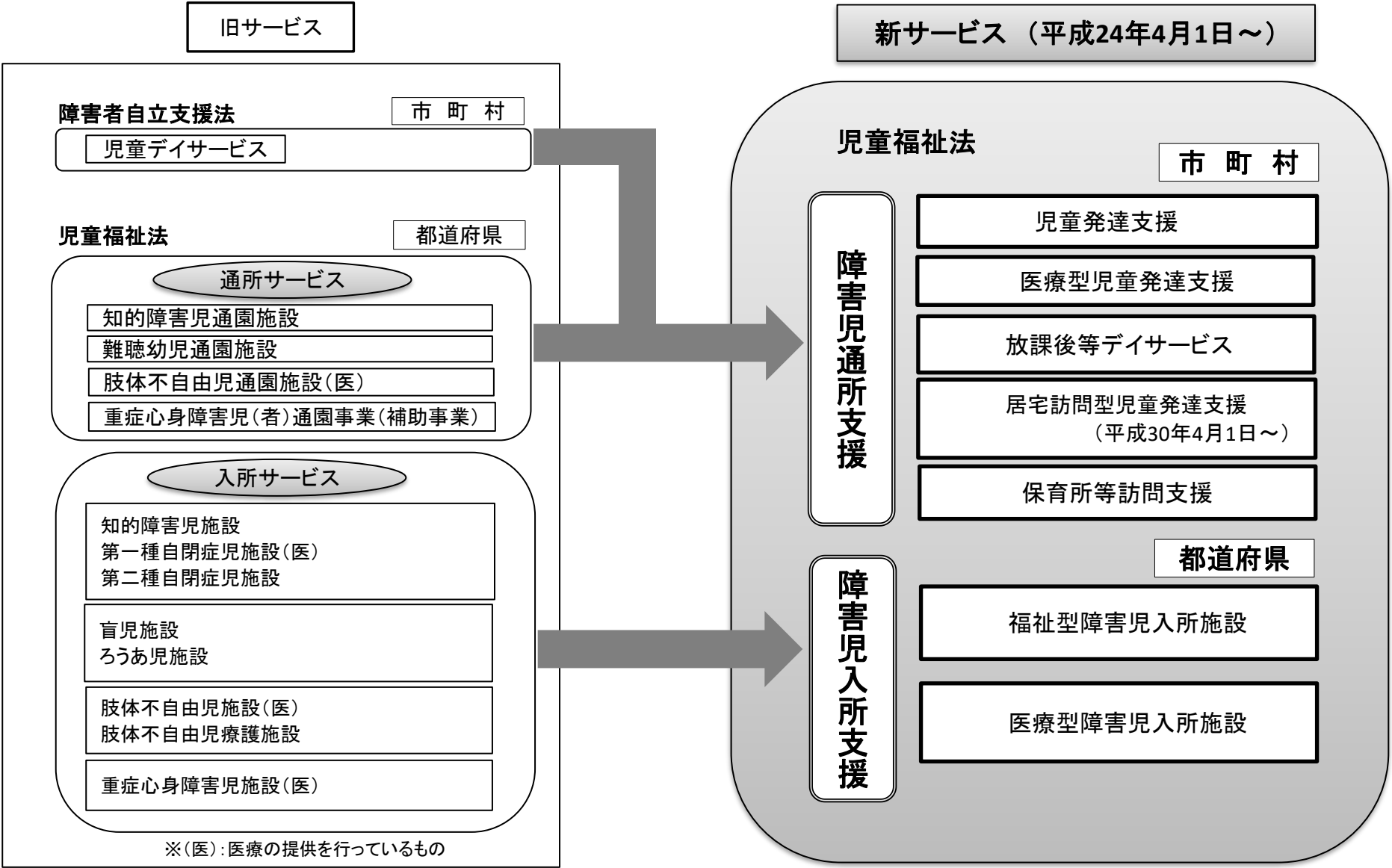


# 障害児を対象としたサービス

- 障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援(障害児通所支援)、入所による支援(障害児入所支援)にそれぞれ一元化。
  - ・ 障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請。障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供も可能に。
  - ・ 学齢児を対象とした放課後等デイサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。



※(医): 医療の提供を行っているもの